

議案第15号

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 埴 田 淳

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

公職選挙法施行令の一部改正に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

○選挙運動用自動車使用の公費負担の改正（限度額の引き上げ）

- ・一般運送契約（ハイヤー方式） 公費負担の限度額を440円引き上げ
- ・一般運送契約以外の契約
 - 自動車借入れ 公費負担の限度額を300円引き上げ
 - 燃料供給 公費負担の限度額を140円引き上げ

○選挙運動用ビラ作成の公費負担の改正（単価の引き上げ）

- ・公費負担の単価を22銭引き上げ

3 附則

公布の日から施行する。

（参考）

1 自動車使用公費負担

区分	改正単価	現行単価
一般運送契約（ハイヤー方式）	<u>36,300円</u>	<u>35,860円</u>
一般運送契約以外の契約		
自動車借入れ	<u>16,100円</u>	<u>15,800円</u>
燃料供給	<u>7,700円</u>	<u>7,560円</u>
運転手雇用	12,500円	12,500円

2 ビラ作成公費負担

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	<u>7円73銭</u>	<u>7円51銭</u>

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員及び日野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年日野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担) 第3条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>36,300円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日、以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額とする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第5条 略</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>36,300円</u>を超える場合には、<u>36,300円</u>)の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担) 第3条 略</p> <p>2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、<u>35,860円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日、以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額とする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第5条 略</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>35,860円</u>を超える場合には、<u>35,860円</u>)の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区</p>

)

)

分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である

場合

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第7条 町は、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、次項に定める限度額の範囲内で、当該候補者が選挙運動用ビラを無料で作成することができるよう、その費用を負担するものと

分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である

場合

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第7条 町は、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、次項に定める限度額の範囲内で、当該候補者が選挙運動用ビラを無料で作成することができるよう、その費用を負担するものと

する。

2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げ)を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

する。

2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げ)を、第3条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。